

舟橋村条例第9号

舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和7年9月12日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

舟橋村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年舟橋村条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	報酬	相当する職
教育委員	年額 90,000円	
農業委員会 長	〃 基本 給	村長
	〃 能率 予算の範囲内で村長が定める額 給	
農業委員	〃 基本 給 90,000	村長
	〃 能率 予算の範囲内で村長が定める額 給	
選挙管理委 員長	〃 40,000	
選挙管理委 員	〃 30,000	
固定資産評 価審査委員	日額 4,500	
特別職等報 酬審議会委 員	〃 4,500	舟橋村の職員等の旅 費等に関する条例 (昭和55年条例第36)

情報公開審査会委員	〃	4,500	4号)に定める1級の職員に準ずる。
個人情報保護審議会委員	〃	4,500	
行政不服審査会委員	〃	4,500	
行政改革懇談会委員	〃	4,500	
監査委員(議)	月額	30,000	
監査委員(議)	〃	15,000	村長
選挙長 投票管理者 開票管理者 選挙立会人 投票立会人 開票立会人	日額	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を準用する。ただし、村の選挙については別に定める。	
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間が7時間以内の場合は、10,700円に、当該立会時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）を8時間30分で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする		
公民館運営審議会委員	日額	4,500	舟橋村の職員等の旅費等に関する条例(昭和55年条例第364号)に定める2級の職員に準ずる。
図書館協議会委員	〃	4,500	
社会教育委員	〃	4,500	舟橋村の職員等の旅費等に関する条例(昭和55年条例第364号)に定める2級の職員に準ずる。
公民館指導員 社会教育指導員	月額	150,000以内	(昭和55年条例第364号)に定める2級の職員に準ずる。

スポーツ推進員	年額	18,000	舟橋村の職員等の旅費等に関する条例(昭和 55 年条例第 364 号)に定める 3 級の職員に準ずる。
奨学生選考委員会委員	日額 会議又は業務 1 日につき	4,500	
青少年問題協議会委員	"	4,500	
舟橋村学校運営協議会委員	"	4,500	
総合計画審議会委員	"	4,500	
都市計画審議会委員	"	4,500	
農業振興地域整備促進推進協議会委員	"	4,500	舟橋村の職員等の旅費等に関する条例(昭和 55 年条例第 364 号)に定める 1 級の職員に準ずる。
農業委員候補者評価委員	"	4,500	
国民健康保険運営協議会	"	4,500	
防災会議委員	"	4,500	
国民保護協議会委員	"	4,500	
民生委員推薦会委員	"	4,500	
障害程度区分審査委員	"	8,000	
公民館長	年額	30,000	
政策参与	日額	10,000	
統計調査員	任命権者が定める額		任命権者が定める額
その他の非常勤職員	規則で定める額		規則で定める額

」

を

「

区分	報酬	相当する職
教育委員	年額 90,000 円	
農業委員 会長	〃 130,000 円 基本 給	
	〃 能率 予算の範囲内で村長が定める額 給	
農業委員	〃 90,000 円 基本 給	村長
	〃 能率 予算の範囲内で村長が定める額 給	
選挙管理 委員長	〃 40,000 円	
選挙管理 委員	〃 30,000 円	
固定資産 評価審査 委員	日額 4,500 円	
特別職等 報酬審議 会委員	〃 4,500 円	
情報公開 審査会委 員	〃 4,500 円	舟橋村の職員等の旅費 に関する条例(令和6年 6月14日条例第12号) に定める4級以上の適 用を受ける職員に準ず る。
個人情報 保護審議 会委員	〃 4,500 円	
行政不服 審査会委 員	〃 4,500 円	
行政改革 懇談会委 員	〃 4,500 円	
監査委員 (議)	月額 30,000 円	村長

監査委員 (議)	〃	15,000 円	
選挙長	日額 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を準用する。ただし、村の選挙については別に定める。		
投票管理者			
開票管理者			
選挙立会人			
投票立会人			
開票立会人			
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額 10,700 円 ただし、立会時間が 7 時間以内の場合は、10,700 円に、当該立会時間（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げた時間）を 8 時間 30 分で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする		
公民館運営審議会委員	日額 4,500 円		舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和 6 年 6 月 14 日条例第 12 号)に定める 3 級以下の適用を受ける職員に準ずる。
図書館協議会委員	〃 4,500 円		
社会教育委員	〃 4,500 円		舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和 6 年 6 月 14 日条例第 12 号)に定める 3 級以下の適用を受ける職員に準ずる。
公民館指導員	月額 150,000 円以内		6 月 14 日条例第 12 号)に定める 3 級以下の適用を受ける職員に準ずる。
社会教育指導員			
スポーツ推進員	年額 18,000 円		舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和 6 年 6 月 14 日条例第 12 号)に定める 3 級以下の適用を受ける職員に準ずる。

奨学生選考委員会委員	日額 会議又は業務 1 日につき 4,500 円	
青少年問題協議会委員	〃 4,500 円	
舟橋村学校運営協議会委員	〃 4,500 円	
総合計画審議会委員	〃 4,500 円	
都市計画審議会委員	〃 4,500 円	
農業振興地域整備促進推進協議会委員	〃 4,500 円	舟橋村の職員等の旅費に関する条例(令和 6 年 6 月 14 日条例第 12 号)に定める 4 級以上の適用を受ける職員に準ずる。
農業委員候補者評価委員	〃 4,500 円	
国民健康保険運営協議会	〃 4,500 円	
防災会議委員	〃 4,500 円	
国民保護協議会委員	〃 4,500 円	
民生委員推薦会委員	〃 4,500 円	
障害程度区分審査委員	〃 8,000 円	
公民館長	年額 30,000 円	
政策参与	日額 10,000 円	

統計調査員	任命権者が定める額	任命権者が定める額
その他の非常勤職員	規則で定める額	規則で定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。